

**おいしい山形空港旅くらぶ会員限定
札幌（新千歳）便 冬のキャッシュバックキャンペーン
助成金交付要綱**

（目的）

第1条 この要綱は、山形空港利用拡大推進協議会（以下「協議会」という。）が、冬期間における山形＝札幌（新千歳）便の安定した利用者を確保し、路線の利用促進を図るため、山形＝札幌（新千歳）便を利用した「おいしい山形空港旅くらぶ（以下、「旅くらぶ」）」会員に対する助成金を交付することに関して必要な事項を定める。

（助成対象者、対象期間及び助成額）

第2条 助成対象者、対象期間及び助成額等は、次表のとおりとする。

助成対象者	対象期間及び 予約受付開始日	助成額及び助成予定数
対象期間内において、山形＝札幌（新千歳）便を有償で個人利用した旅くらぶ会員 及び その旅くらぶ会員に同行して、同一便を有償で個人利用した15歳未満の者	<p>【対象期間】 平成29年12月1日（金）～平成30年2月28日（水） （12月29日（金）～1月3日（水）の年末年始を除く。）</p> <p>【予約受付開始日】 平成29年11月1日（水）</p> <p>ただし、助成予定数に達し次第終了とする。</p>	<p>【助成額】 往復@5,000円／1名 （片道利用であれば、@2,500円／1名）</p> <p>※片道利用を1席と換算し、助成対象者1人につき、期間中最大で4席までの助成とする。 ※マイレージ利用による無償での搭乗は対象外とする。 ※旅行会社が主催する募集型団体旅行に参加した場合の搭乗は対象外とする。ただし、航空券と宿泊のみがセットになったフリープラン商品を利用した場合の搭乗は対象とする。 ※協議会が実施する他の搭乗者助成との併用はできないものとする。 ※国家公務員及び地方公務員の公務による利用は対象外とする。</p> <p>【助成予定数】 1,400席</p>

（事前申込）

第3条 助成金の交付を受けようとする旅くらぶ会員（以下「申請者」という。）は、旅くらぶ事務局（山形空港ビル㈱）に電話、メール、FAX等により、事前に申込みを行うものとする。

2 旅くらぶ事務局は、申請者から事前申込みがあった場合、助成予定数の範囲内において申請者に予約番号を付与する。

（交付申請）

第4条 申請者は、助成対象となる航空便を利用した後、予約番号を記載した別記様式1号「おいしい山形空港旅くらぶ会員限定 札幌（新千歳）便 冬のキャッシュバックキャンペーン助成金交付申請書」を作成し、助成対象者全員分の利用済み搭乗券（原本）を添付のうえ、旅くらぶ事務局に提出するものとする。

2 前項に掲げる交付申請の期限は、搭乗日の属する月の翌月末日までとする。

（交付決定）

第5条 申請書の提出を受けた旅くらぶ事務局は、内容を確認し適当と認めるときは、別記様式2号「おいしい山形空港旅くらぶ会員限定 札幌（新千歳）便 冬のキャッシュバックキャンペーン助成金交付申請一覧」に、申請書及び申請者の提出した添付資料も添えて協議会に進達する。

2 協議会は、これを審査し適当と認めるときは、交付の決定を行うものとし、交付の決定は、助成金の支払いをもって代えるものとする。

(助成金の返還)

第6条 協議会は、虚偽の内容その他不正の行為又は過誤等により不当に助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の返還を申請者に命ずることができる。

2 申請者は、前項の規定により返還を命じられた場合は、受領した助成金を速やかに返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月 日から施行する。